

第4章 計画の基本方針

わが国の障がい保健福祉施策においては、障がい者・児が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、法整備等が進められてきました。

小都市では、「小都市障がい者計画」、「小都市障がい福祉計画」及び「小都市障がい児福祉計画」に基づき、障がい者・児が住み慣れた地域の中で生活を送ることができるまちづくりを目指して障がい福祉施策に取り組んできました。

本計画では、障がい者・児、またその家族が、住み慣れた地域で自立し、安心し、生きがいをもった生活を送れるような地域社会を目指します。

1. 基本理念

●障がい者等の意思表明・自己決定の尊重と意思決定の支援

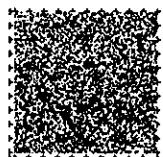
共生社会の実現に向け、障がい者・児等の意思表明・自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図るための環境づくりを進めます。

●市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

市が実施主体の中心となり、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、発達障がい者、高次脳機能障がい者等及び障がい児に対するサービスの充実を図ります。

発達障がい者・児及び高次脳機能障がい者・児については、従来から精神障がい者・児に含まれるものとして、法に基づく給付の対象となっていることや、難病患者等についても引き継ぎ法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

障がいの種別や年齢等に関わらず、地域において切れ目なく必要な支援が受けられるよう適切なサービス利用につなげます。



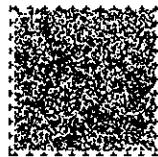
●障がい者の社会参加を支える取り組み

障がい者の地域における社会参加を促進するために、多様なニーズを踏まえた支援に取り組みます。

例えば、文化芸術活動の推進や視覚障がい者等の読書環境の整備について、文化芸術を享受鑑賞又は創造や発表したり、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受したりする機会を確保することで、障がい者の社会参加の充実を図ります。

また、各種講演会等に手話通訳や要約筆記を派遣する取り組みを進め、障がい者の多様な社会参加を支えます。

これら当事者への支援に加え、社会参加にあたっては受け止める側の地域住民の理解の向上が欠かせないことから、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを促進することで、障がい者の社会参加を推し進めていきます。



3. 取り組みの体系

基本目標	施策の方向	取り組み内容
1. 障がい福祉サービスの充実	(1)サービス必要量の確保と質の向上	①訪問系サービスの充実 ②日中活動系サービスの充実 ③居住系サービスの充実 ④相談支援の充実 ⑤地域生活支援事業の充実 ⑥事業者の育成 ⑦当事者団体の育成 ⑧発達障がい者・児への支援
	(2)権利擁護の推進	①障がい者・児への差別解消の推進 ②障がい者・児への虐待防止の推進 ③成年後見制度の推進
2. 児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの充実	(1)サービスの必要量の確保と質の向上	①障がい児支援サービスの充実
3. 地域生活への移行と就労支援等(成果目標の設定)		(1)福祉施設入所者の地域生活への移行 (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実 (4)福祉施設から一般就労への移行の推進 (5)障がい児支援の提供体制の整備 (6)相談支援体制の充実・強化 (7)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
4. 障がい者・児に対する理解の促進	(1)地域での福祉活動の推進	①ボランティア活動の推進
5. 防災対策の推進	(1)防災対策の推進	①防災体制の整備

